

締約国に関する情報 F I	フィンランド 一般情報	附属書 B 1 F I
国内官庁の名称	Finnish Patent and Registration Office (PRH) (フィンランド特許登録庁 (PRH))	
所在地	Sörnäisten rantatie 13 C, Helsinki, Finland	
郵便のあて名	FI-00091 PRH, Finland	
電話番号	(358) (0) 29 509 50 00	
ファクシミリ装置	(358) (0) 29 509 53 28	
電子メール	registry@prh.fi	
インターネット	www.prh.fi/	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
出願人に出願がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？(PCT規則82.1)	受理する	
フィンランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、欧州特許庁(EPO)、フィンランド特許登録庁(PRH)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
国内法令 ² は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 居住者による出願	

[次頁に続く]

1 出願がDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
www.prh.fi/fi/patentit/patentointi_ulkomailla/etuoikeus/das.html

2 国防上の重要発明に関する法律(551/1967)第2条。

F I	フィンランド (続き)	F I
フィンランドが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: フィンランド特許登録庁 (PRH) 欧州特許: 欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
フィンランドを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 (実用新案は, 国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる) 欧州: 特許	
国際型調査に関するフィンランドの規定	フィンランド特許法第9条及び特許勅令第5条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合: 国際出願後, フィンランド語若しくはスウェーデン語による翻訳文の提出, 又はフィンランド語若しくはスウェーデン語による国際出願の場合には, 出願時の国際出願の写しの提出, 又は英語による出願若しくは翻訳文提出の場合には, フィンランド語若しくはスウェーデン語による請求の範囲の翻訳文の提出によって, 特許の付与に基づき損害賠償を請求できる意味の仮保護が出願人に与えられる。損害賠償は事情により相当と判断される範囲に制限され, 仮保護の範囲は出願及び特許の双方の請求の範囲に記載されている事項に制限される。特許法第33条, 第58条及び60条参照。 欧州特許を目的とする指定の場合: 出願の請求の範囲のフィンランド語による (又は出願人の母国語がスウェーデン語であればスウェーデン語による) 翻訳文についての国内要件を満たすことを条件として, 特許が付与された時点で, 事情により相当とする賠償金保護が与えられる。この保護は, 当該出願と特許の双方の請求の範囲に制限される。	
フィンランドが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
フィンランドが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合, 管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	
欧州特許については, 附属書B2の欧州特許機構 (EP) を参照		